

松山市小学校体育連盟規約

制定	昭和 35 年 4 月 1 日
改定	昭和 36 年 5 月 8 日
	昭和 41 年 4 月 1 日
	昭和 44 年 4 月 28 日
	昭和 46 年 2 月 18 日
	昭和 55 年 4 月 1 日
	昭和 60 年 4 月 18 日
	昭和 61 年 4 月 18 日
	昭和 62 年 4 月 18 日
	平成 7 年 4 月 18 日
	平成 10 年 4 月 16 日
	平成 21 年 4 月 13 日
	平成 24 年 4 月 12 日
	平成 27 年 4 月 10 日

第 1 章 名称および事務局

第 1 条 本連盟は、松山市小学校体育連盟と称する。

第 2 条 本連盟は、事務局を会長指定の所に置く。

第 2 章 目的

第 3 条 本連盟は、小学校における体育の健全な発達を図ることを目的とする。

第 3 章 事業

第 4 条 本連盟は、第 3 条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1 小学校児童、教職員の諸体育大会の開催
- 2 小学校体育振興に関する調査研究
- 3 愛媛県小学校体育連盟との連携
- 4 体育諸団体との連携
- 5 その他連盟の目的を達成するために必要な事項

第 4 章 組織

第 5 条 本連盟は、松山市小学校児童および教職員をもって組織する。

第 6 条 本連盟は、事業遂行のため次の専門部を置く。その運営については別に細則を定める。

- 1 総体運営専門部
- 2 研究専門部

第 5 章 役員

第 7 条 本連盟に下記の役員を置く。任期はいずれも 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

会長 1 名 副会長若干名 理事長 1 名 副理事長 2 名 事務局長 1 名
事務局次長 2 名 常任理事若干名 理事若干名 監事 3 名 顧問若干名

第 8 条 会長・副会長・理事長・副理事長は、評議員会において選出する。会長は会務を統括し、本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第 9 条 事務局長および事務局次長は、理事長の推薦により、会長が委嘱する。事務局長および事務局次長は、理事長を補佐し、会務を処理する。

第 10 条 理事長は会長を補佐し、会務を処理する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

常任理事は、理事長の推薦により、会長が委嘱する。常任理事は本連盟事業について審議する。

理事はグループから 3 名を評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。なお、ほかに会長が若干名の理事を委嘱することができる。理事は連盟の事業の執行にあたる。

- 第 11 条 監事は評議員会で選出し、会計を監査する。ただし、監事は理事を兼ねることができない。
- 第 12 条 顧問は理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。顧問は重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 第 13 条 専門部委員は必要に応じ会長がこれを委嘱する。専門部委員は当該部の業務を処理する。
- 第 14 条 本連盟は会計を置くことができる。

第 6 章 会 議

- 第 15 条 本連盟の会議は、評議員会、理事会とする。
- 第 16 条 評議員会は、各校で選出された 2 名（原則として男女各 1 名）の評議員をもって構成する。本会は会長がこれを招集し、予算・決算・事業その他重要事項を審議決定する。
- 第 17 条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集し、評議員会の決定に基づき会務を代行する。ただし、緊急やむをえない事項については、評議員会に代わってこれを決議執行する。この場合は、次の評議員会において承認を受けるものとする。
- 第 18 条 本連盟の会議は、すべて構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって決定する。

第 7 章 会 計

- 第 19 条 本会の経費は、下に掲げるものをもって支弁する。
- | | | |
|-------|-----------------|---------------|
| 1 会 費 | 教職員 1 人当て 100 円 | 児童 1 人当て 10 円 |
| 2 委託金 | | |
| 3 その他 | | |
- ただし、要・準要保護の児童からは集めない。
- 第 20 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 21 条 予算は理事会でこれを編成し、評議員会の決議を経て定め、決算は監事の監査を経て評議員会の承認を受けるものとする。

第 8 章 付 則

- 第 22 条 本規約は評議員会の決議を受けなければ変更できない。
- 第 23 条 この規約は平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

松山市小学校体育連盟 専門部運営細則

- 第 1 条 この細則は、松山市小学校体育連盟規約（第 6 条）に基づく専門部の運営に関する規定である。
- 第 2 条 次に挙げる専門部を置くものとする。
陸上部 水泳部 すもう部 研究部 調査広報部 体力向上部
- 第 3 条 陸上・水泳・すもうの各専門部は、総体行事について理事とともに企画運営に当たる。
- 第 4 条 調査広報専門部は、体育学習に関する調査・広報と小体連活動の広報に当たる。また、本連盟ホームページの円滑な運営に当たる。
- 第 5 条 研究専門部は、体育学習に関する研究を進め、研究発表大会、研究紀要について理事とともに企画運営、編集に当たる。
- 第 6 条 体力向上部は、他の専門部と連携し、児童の体力向上を図るための取組の推進に当たる。
- 第 7 条 専門部委員は会長がこれを委嘱する。
- 第 8 条 専門部会は、必要に応じて会長がこれを招集する。
- 第 9 条 この細則は理事会において改正することができる。ただし、第 2 条の改正は評議員会の決議を要する。
- 第 10 条 この細則は、平成 24 年 4 月 12 日より施行する。

松山市小学校体育連盟慶弔規程

本連盟の運営に著しく貢献のあった関係者について、以下のとおり慶弔の意を表する。

1 現職の役員（顧問、監事、執行部役員、理事）について

(1) 慶……………特に定めない。

(2) 弔

- 本人……………弔電（3,000円程度）＋生花一基（10,000円程度）
- 配偶者、本人の父母・子……………弔電（3,000円程度）＋生花一基（10,000円程度）

2 その他の慶弔について

- 本部役員で検討の上、会長が対応を決定する。

付記 本規程は、平成27年4月10日より施行する。